

兵庫県公報

平成30年12月28日 金曜日 第 3067 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 行政書士法に基づく業務停止命令（市町振興課）	2
○ 旅行業法に基づく処分（観光振興課）	2
○ 土地改良区の設立認可（農地整備課）	2
○ 市営換地計画認可申請に係る決定及び換地計画書の縦覧（同）	2
○ 国土調査の成果の認証（同）	3
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	3
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	4
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 土砂災害警戒区域の指定（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 平成23年兵庫県告示第373号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	6
○ 平成23年兵庫県告示第198号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	6
○ 土砂災害特別警戒区域の指定（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	15
○ 都市計画の決定の図書の写しの縦覧（都市計画課）	23
○ 都市計画の変更の図書の写しの縦覧（同）	23
公 告	
○ 林業種苗生産事業者講習会の開催（林務課）	24
○ 海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画の変更（水産課）	25
○ 海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画の1の別に定めるくろまぐろについて（同）	26
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	28
○ 同 上（同）	29
○ 同 上（同）	30
○ 同 上（同）	31
○ 同 上（同）	32
教育委員会達	
○ 勤務命令	34
公安委員会規則	
○ 兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	34

公布された法令のあらまし

●兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（公安委員会規則第7号）

県民の利便性の向上を図るため警察署長に対してする申請手続について改めることに伴い、関係規定について所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第1076号

行政書士法(昭和26年法律第4号)第14条の規定により、次の行政書士に2月間の業務の停止の処分をした。
平成30年12月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 住所及び氏名
西宮市大谷町1-32 サンライフ大谷302
山 本 康 司
- 2 登録番号
日本行政書士会連合会登録番号 12301013
- 3 業務停止期間
平成30年12月29日から2月間



兵庫県告示第1077号

旅行業法(昭和27年法律第239号)第19条第1項の規定により、次の旅行者に9日間の業務の停止の処分をした。
平成30年12月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 被処分者
 - (1) 登録番号 兵庫県知事登録旅行業第2-239号
 - (2) 名 称 日本観光旅行センター有限公司
 - (3) 住 所 西脇市西脇712番地の88
- 2 業務停止期間
平成30年12月29日から平成31年1月6日まで(9日間)

ただし、業務停止期間以前に締結された旅行契約については、契約の円滑な履行に必要な限度において、一部の業務継続を可能とする。



兵庫県告示第1078号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第10条第1項の規定により、次の土地改良区の設立を認可した。
この認可について不服がある場合には、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この認可の取消しの訴えを提起することができる。
平成30年12月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	事業名	地区名	認可年月日
須加院東土地改良区	県営土地改良事業により造成された施設の維持管理事業	須加院地区	平成30年12月12日



兵庫県告示第1079号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4第1項において準用する同法第52条の2第1項の規定により、次の市に係る換地計画認可申請については、適当と決定したので、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。
なお、この決定について不服がある場合には、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議の申出をすることができる。
平成30年12月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市の名称	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
丹波市	清水谷地区	平成30年12月28日から 平成31年1月23日まで	丹波市役所 春日庁舎



兵庫県告示第1080号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
平成30年12月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 調査を行った者の名称
南あわじ市
- 2 調査を行った期間
平成26年5月から平成28年3月まで
- 3 成果の名称
南あわじ市福良乙の一部（福良乙9）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
南あわじ市福良乙の一部
- 5 認証年月日
平成30年12月13日



兵庫県告示第1081号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。
平成30年12月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量及び4級基準点測量）
- 2 作業期間
平成30年9月19日から平成31年3月27日まで
- 3 作業地域
市川町屋形地内



兵庫県告示第1082号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、南あわじ市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。
平成30年12月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（道路台帳修正）
- 2 作業期間
平成29年10月20日から平成30年3月31日まで
- 3 作業地域
南あわじ市の一部



兵庫県告示第1083号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、姫路市垣内津市場土地区画整理組合理事長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成30年12月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
平成28年7月20日から平成29年3月30日まで
- 3 作業地域
姫路市網干区津市場、垣内本町及び垣内南町地内



兵庫県告示第1084号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成30年12月28日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成30年12月28日から2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年12月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 大江島太子線	姫路市勝原区宮田字向イ田21番8から 同 市勝原区宮田字オノ元191番2まで	旧	6.0から 15.0まで	257.0	
		新	8.0から 14.0まで	257.0	



兵庫県告示第1085号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成30年12月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町大字名	小 字 名	地 番
大 日 丘	神 戸 市	長 田 区	大日丘町 一 丁 目		20番1の一部、20番4の一部、22番の一部、 23番、24番1の一部、24番2、24番3



兵庫県告示第1086号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成30年12月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町大字名	小 字 名	地 番
潮見が丘	神戸市	垂水区	潮見が丘 一丁目		301番75、301番292の一部、301番294の一部、 301番295



兵庫県告示第1087号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、中播磨県民センター姫路土木事務所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成30年12月28日

兵庫県知事 井戸敏三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町大字名	小 字 名	地 番
菅生小山	姫路市		夢前町 菅生潤	小山	160番7の一部、160番165の一部、160番166 の一部、160番285の一部、160番7地先の道 路敷の一部



兵庫県告示第1088号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成30年12月28日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
朝霧東町 (104000030)	明石市朝霧東町3丁目（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図1は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、東播磨県民局加古川土木事務所及び明石市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1089号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成30年12月28日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
西山(3) I-2 (128040134)	宍粟市千種町西山（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図1は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、西播磨県民局龍野土木事務所宍粟事業所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1090号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成30年12月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
味取(5) I (140020168)	美方郡香美町村岡区味取（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊
大糠(3) I (140020169)	美方郡香美町村岡区大糠（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊
日影(2) I (140020170)	美方郡香美町村岡区日影（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図1から別図3までは省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、但馬県民局新温泉土木事務所及び香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1091号

平成23年兵庫県告示第373号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成30年12月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

西山(3) I（128040056）の項中別図56、岩野辺A II（128040066）の項中別図66、河内B I（128040114）の項中別図114、大河内川 I（228040031）の項中別図164、中村川 I（228040065）の項中別図198を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、西播磨県民局龍野土木事務所宍粟事業所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1092号

平成23年兵庫県告示第198号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成30年12月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

味取(2) I（140020007）の項中別図7、大糠 I（140020032）の項中別図32、日影 I（140020036）の項中別図36、黒田 I（140020039）の項中別図39、大笹(2) I（140020049）の項中別図49、大野(8) II（140020138）の項中別図138、村岡(9) III（140020160）の項中別図160、八井谷南谷川 II（240020014）の項中別図181、ムシ谷川 I（240020027）の項中別図194、萩山西谷川 II（240020041）の項中別図208、神坂川 I（240020043）の項中別図210を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、但馬県民局新温泉土木事務所及び香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1093号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成30年12月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
東野町(2) I (104000013)	明石市東野町(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
人丸町II (104000017)	明石市人丸町(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
朝霧東町 (104000030)	明石市朝霧東町3丁目(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり

(別図1から別図3までは省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、東播磨県民局加古川土木事務所及び明石市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1094号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成30年12月28日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
井ノ口 I (111000001)	加古川市上荘町井ノ口(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
中西条 I (111000003)	加古川市八幡町中西条(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
西条(1) I (111000004)	加古川市神野町西条(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
西条(2) I (111000005)	加古川市神野町西条(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
一本松(1) I (111000010)	加古川市平荘町一本松(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
薬栗(1) II (111000013)	加古川市上荘町薬栗(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
高畑 II (111000019)	加古川市志方町高畑(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
永室 II (111000022)	加古川市志方町永室(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
畑(2) II (111000026)	加古川市志方町畑(別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
一本松(2) III (111000028)	加古川市平荘町一本松(別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり

殿屋敷川 I (211000001)	加古川市志方町畑 (別図11 のとおり)	土石流	別図11のとおり
成井川 I (211000010)	加古川市志方町成井 (別図 12のとおり)	土石流	別図12のとおり
小畑西川 I (211000012)	加古川市平荘町小畑 (別図 13のとおり)	土石流	別図13のとおり
黍田川 I (211000016)	加古川市上荘町白沢 (別図 14のとおり)	土石流	別図14のとおり
西牧(1) II (211000022)	加古川市志方町西牧 姫路市飾東町唐端新 (別図 15のとおり)	土石流	別図15のとおり
池内川(2) III (211000030)	加古川市志方町行常 (別図 16のとおり)	土石流	別図16のとおり

(別図 1 から別図16までは省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、東播磨県民局加古川土木事務所及び加古川市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1095号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成30年12月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
猶原 I (128040001)	宍粟市千種町下河野 (別図 1 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 1 のとおり
下河野(1) I (128040002)	宍粟市千種町下河野 (別図 2 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 2 のとおり
宮ノ下 I (128040003)	宍粟市千種町下河野 (別図 3 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 3 のとおり
竹ノ内(2) I (128040004)	宍粟市千種町下河野 (別図 4 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 4 のとおり
下河野 1 I (128040005)	宍粟市千種町下河野 (別図 5 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 5 のとおり
下河野 b I (128040006)	宍粟市千種町下河野 (別図 6 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 6 のとおり
下河野 A II (128040007)	宍粟市千種町下河野 (別図 7 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 7 のとおり
下河野 2 II (128040008)	宍粟市千種町下河野 (別図 8 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 8 のとおり

下河野(2)Ⅱ (128040009)	宍粟市千種町下河野(別図9 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
下河野(3)Ⅱ (128040010)	宍粟市千種町下河野(別図10 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
揃木Ⅱ (128040011)	宍粟市千種町下河野(別図11 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
竹ノ内(3)Ⅱ (128040012)	宍粟市千種町下河野(別図12 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
竹ノ内Ⅱ (128040013)	宍粟市千種町下河野(別図13 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
鷹巣(1)Ⅰ (128040015)	宍粟市千種町鷹巣(別図14の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
鷹巣(2)Ⅰ (128040016)	宍粟市千種町鷹巣(別図15の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
鷹巣cⅠ (128040017)	宍粟市千種町鷹巣(別図16の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
鷹巣BⅠ (128040018)	宍粟市千種町鷹巣(別図17の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
鷹巣CⅠ (128040019)	宍粟市千種町鷹巣(別図18の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
鷹巣AⅡ (128040021)	宍粟市千種町鷹巣(別図19の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
鷹巣aⅡ (128040022)	宍粟市千種町鷹巣(別図20の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
鷹巣bⅡ (128040023)	宍粟市千種町鷹巣(別図21の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
七野Ⅰ (128040024)	宍粟市千種町七野(別図22の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
七野AⅠ (128040025)	宍粟市千種町七野(別図23の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
七野BⅡ (128040026)	宍粟市千種町七野(別図24の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
七野bⅡ (128040027)	宍粟市千種町七野(別図25の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
七野1Ⅱ (128040028)	宍粟市千種町七野(別図26の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
室AⅡ (128040031)	宍粟市千種町室(別図27の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
室BⅡ (128040032)	宍粟市千種町室(別図28の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり

城ヶ岬 I (128040033)	宍粟市千種町黒土 (別図29の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
黒土 1 I (128040034)	宍粟市千種町黒土 (別図30の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
黒土 b I (128040035)	宍粟市千種町黒土 (別図31の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
黒土 A II (128040036)	宍粟市千種町黒土 (別図32の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
中嶋 a II (128040037)	宍粟市千種町黒土 (別図33の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
黒土 a II (128040038)	宍粟市千種町黒土 (別図34の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
黒土 II (128040039)	宍粟市千種町黒土 (別図35の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
黒土 c II (128040040)	宍粟市千種町黒土 (別図36の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
滝尻 a II (128040041)	宍粟市千種町黒土 (別図37の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
東代 II (128040042)	宍粟市千種町黒土 (別図38の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
紙屋 I (128040043)	宍粟市千種町西山 (別図39の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
奥西山 C I (128040044)	宍粟市千種町西山 (別図40の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
奥西山 E I (128040045)	宍粟市千種町西山 (別図41の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
奥西山 A II (128040046)	宍粟市千種町西山 (別図42の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
奥西山 C II (128040047)	宍粟市千種町西山 (別図43の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
奥西山 D II (128040048)	宍粟市千種町西山 (別図44の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
奥西山 a II (128040049)	宍粟市千種町西山 (別図45の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
奥西山 f III (128040050)	宍粟市千種町西山 (別図46の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
奥西山 b III (128040051)	宍粟市千種町西山 (別図47の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
奥西山 d III (128040052)	宍粟市千種町西山 (別図48の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり

奥西山 e Ⅲ (128040053)	宍粟市千種町西山（別図49の とおりの）	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
西山(1) I (128040054)	宍粟市千種町西山（別図50の とおりの）	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
西山(2) I (128040055)	宍粟市千種町西山（別図51の とおりの）	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
西山(3) I (128040056)	宍粟市千種町西山（別図52の とおりの）	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
西山A I (128040057)	宍粟市千種町西山（別図53の とおりの）	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
西山 I (128040058)	宍粟市千種町西山（別図54の とおりの）	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
奥西山B Ⅱ (128040059)	宍粟市千種町西山（別図55の とおりの）	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり
西山 a Ⅱ (128040060)	宍粟市千種町西山（別図56の とおりの）	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり
上町 a Ⅱ (128040061)	宍粟市千種町西山（別図57の とおりの）	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
千草(1) I (128040062)	宍粟市千種町千草（別図58の とおりの）	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり
千草(2) I (128040063)	宍粟市千種町千草（別図59の とおりの）	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり
千草 b Ⅲ (128040064)	宍粟市千種町千草（別図60の とおりの）	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり
越吼 I (128040065)	宍粟市千種町岩野辺（別図61 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図61のとおり
岩野辺A Ⅱ (128040066)	宍粟市千種町岩野辺（別図62 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図62のとおり
岩野辺B Ⅱ (128040067)	宍粟市千種町岩野辺（別図63 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図63のとおり
岩野辺C Ⅱ (128040068)	宍粟市千種町岩野辺（別図64 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図64のとおり
岩野辺D Ⅱ (128040069)	宍粟市千種町岩野辺（別図65 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図65のとおり
荒尾A Ⅱ (128040070)	宍粟市千種町岩野辺（別図66 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図66のとおり
内海A Ⅱ (128040071)	宍粟市千種町岩野辺（別図67 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図67のとおり
内海B Ⅱ (128040072)	宍粟市千種町岩野辺（別図68 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図68のとおり

荒尾 d II (128040073)	宍粟市千種町岩野辺 (別図69 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図69のとおり
高橋 1 II (128040074)	宍粟市千種町岩野辺 (別図70 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図70のとおり
内海 1 II (128040075)	宍粟市千種町岩野辺 (別図71 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図71のとおり
内海 a II (128040076)	宍粟市千種町岩野辺 (別図72 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図72のとおり
内海 d II (128040077)	宍粟市千種町岩野辺 (別図73 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図73のとおり
内海 c II (128040078)	宍粟市千種町岩野辺 (別図74 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図74のとおり
岩野辺 a III (128040079)	宍粟市千種町岩野辺 (別図75 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図75のとおり
荒尾 a III (128040080)	宍粟市千種町岩野辺 (別図76 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図76のとおり
荒尾 c III (128040081)	宍粟市千種町岩野辺 (別図77 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図77のとおり
荒尾 e III (128040082)	宍粟市千種町岩野辺 (別図78 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図78のとおり
荒尾 f III (128040083)	宍粟市千種町岩野辺 (別図79 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図79のとおり
荒尾 g III (128040084)	宍粟市千種町岩野辺 (別図80 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図80のとおり
内海 b III (128040085)	宍粟市千種町岩野辺 (別図81 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図81のとおり
内海 e III (128040086)	宍粟市千種町岩野辺 (別図82 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図82のとおり
河呂 A I (128040087)	宍粟市千種町河呂 (別図83の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図83のとおり
河呂 B II (128040088)	宍粟市千種町河呂 (別図84の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図84のとおり
河呂 a II (128040089)	宍粟市千種町河呂 (別図85の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図85のとおり
河呂 II (128040090)	宍粟市千種町河呂 (別図86の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図86のとおり
西河内 A I (128040092)	宍粟市千種町西河内 (別図87 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図87のとおり
西河内 D I (128040093)	宍粟市千種町西河内 (別図88 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図88のとおり

西河内 b I (128040094)	宍粟市千種町西河内 (別図89 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図89のとおり
西河内 F I (128040095)	宍粟市千種町西河内 (別図90 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図90のとおり
西河内 B II (128040096)	宍粟市千種町西河内 (別図91 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図91のとおり
西河内 c II (128040097)	宍粟市千種町西河内 (別図92 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図92のとおり
西河内 E II (128040098)	宍粟市千種町西河内 (別図93 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図93のとおり
奥田 II (128040099)	宍粟市千種町西河内 (別図94 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図94のとおり
西河内 1 II (128040100)	宍粟市千種町西河内 (別図95 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図95のとおり
西河内 e II (128040101)	宍粟市千種町西河内 (別図96 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図96のとおり
西河内 d II (128040102)	宍粟市千種町西河内 (別図97 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図97のとおり
西河内 j II (128040103)	宍粟市千種町西河内 (別図98 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図98のとおり
西河内 a III (128040107)	宍粟市千種町西河内 (別図99 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図99のとおり
西河内 m III (128040108)	宍粟市千種町西河内 (別図100 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図100のとおり
西河内 h III (128040109)	宍粟市千種町西河内 (別図101 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図101のとおり
西河内 i III (128040110)	宍粟市千種町西河内 (別図102 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図102のとおり
西河内 k III (128040111)	宍粟市千種町西河内 (別図103 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図103のとおり
川井(2) I (128040113)	宍粟市千種町河内 (別図104の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図104のとおり
河内 B I (128040114)	宍粟市千種町河内 (別図105の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図105のとおり
河内 D I (128040115)	宍粟市千種町河内 (別図106の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図106のとおり
河内 A II (128040116)	宍粟市千種町河内 (別図107の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図107のとおり
河内 C II (128040117)	宍粟市千種町河内 (別図108の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図108のとおり

河内 f II (128040118)	宍粟市千種町河内（別図109のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図109のとおり
河内 d II (128040119)	宍粟市千種町河内（別図110のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図110のとおり
河内 3 II (128040120)	宍粟市千種町河内（別図111のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図111のとおり
河内 2 II (128040121)	宍粟市千種町河内（別図112のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図112のとおり
河内 1 II (128040122)	宍粟市千種町河内（別図113のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図113のとおり
大久保 a II (128040123)	宍粟市千種町河内（別図114のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図114のとおり
大久保 c II (128040124)	宍粟市千種町河内（別図115のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図115のとおり
道上 a III (128040127)	宍粟市千種町河内（別図116のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図116のとおり
道上 b III (128040128)	宍粟市千種町河内（別図117のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図117のとおり
道上 e III (128040129)	宍粟市千種町河内（別図118のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図118のとおり
河内 h III (128040130)	宍粟市千種町河内（別図119のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図119のとおり
河内 i III (128040131)	宍粟市千種町河内（別図120のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図120のとおり
河内 g III (128040132)	宍粟市千種町河内（別図121のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図121のとおり
大久保 b III (128040133)	宍粟市千種町河内（別図122のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図122のとおり
別所 I (228040008)	宍粟市千種町鷹巣（別図123のとおり）	土石流	別図123のとおり
七室川 II (228040016)	宍粟市千種町室（別図124のとおり）	土石流	別図124のとおり
イオト谷 I (228040019)	宍粟市千種町西山（別図125のとおり）	土石流	別図125のとおり
反田川 I (228040020)	宍粟市千種町西山（別図126のとおり）	土石流	別図126のとおり
福海寺 I (228040028)	宍粟市千種町岩野辺（別図127のとおり）	土石流	別図127のとおり
森脇 I (228040030)	宍粟市千種町岩野辺（別図128のとおり）	土石流	別図128のとおり

大河内川 I (228040031)	宍粟市千種町岩野辺 (別図129 のとおり)	土石流	別図129のとおり
越岨川 I (228040032)	宍粟市千種町岩野辺 (別図130 のとおり)	土石流	別図130のとおり
柳谷 I (228040033)	宍粟市千種町岩野辺 (別図131 のとおり)	土石流	別図131のとおり
釜本 II (228040039)	宍粟市千種町岩野辺 (別図132 のとおり)	土石流	別図132のとおり
室谷 II (228040040)	宍粟市千種町岩野辺 (別図133 のとおり)	土石流	別図133のとおり
種姫 I (228040044)	宍粟市千種町河呂 (別図134の とおり)	土石流	別図134のとおり
小久保 II (228040049)	宍粟市千種町河呂 (別図135の とおり)	土石流	別図135のとおり
奥田川 I (228040052)	宍粟市千種町西河内 (別図136 のとおり)	土石流	別図136のとおり
畦の谷川 I (228040056)	宍粟市千種町西河内 (別図137 のとおり)	土石流	別図137のとおり
大外地 I (228040059)	宍粟市千種町河内 (別図138の とおり)	土石流	別図138のとおり
中村川 I (228040065)	宍粟市千種町河内 (別図139の とおり)	土石流	別図139のとおり
高羅口川 II (228040068)	宍粟市千種町河内 (別図140の とおり)	土石流	別図140のとおり

(別図 1 から別図140までは省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、西播磨県民局龍野土木事務所宍粟事業所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1096号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成30年12月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
家ノ向 I (140020003)	美方郡香美町村岡区山田 (別図 1 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 1 のとおり
家ノ前(1) I (140020004)	美方郡香美町村岡区长瀬 (別図 2 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 2 のとおり

家ノ前(2) I (140020005)	美方郡香美町村岡区长瀬 (別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
味取(1) I (140020006)	美方郡香美町村岡区味取 (別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
味取(2) I (140020007)	美方郡香美町村岡区味取 (別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
前田 I (140020008)	美方郡香美町村岡区长須 (別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
千原 I (140020009)	美方郡香美町村岡区长須 (別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
高津(2) I (140020012)	美方郡香美町村岡区高津 (別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
川会(2) I (140020016)	美方郡香美町村岡区川会 (別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
丸味 I (140020017)	美方郡香美町村岡区丸味 (別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
和田(1) I (140020019)	美方郡香美町村岡区和田 (別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
長板(1) I (140020021)	美方郡香美町村岡区长板 (別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
長板(3) I (140020023)	美方郡香美町村岡区长板 (別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
熊波(1) I (140020024)	美方郡香美町村岡区熊波 (別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
祖岡 I (140020026)	美方郡香美町村岡区祖岡 (別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
福西 I (140020030)	美方郡香美町村岡区村岡 (別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
板仕野 I (140020031)	美方郡香美町村岡区板仕野 (別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
大糠 I (140020032)	美方郡香美町村岡区大糠 (別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
寺河内 I (140020033)	美方郡香美町村岡区寺河内 (別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
高井 I (140020034)	美方郡香美町村岡区高井 (別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
市原 I (140020035)	美方郡香美町村岡区市原 (別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
日影 I (140020036)	美方郡香美町村岡区日影 (別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり

作山 I (140020037)	美方郡香美町村岡区作山 (別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
宿 I (140020038)	美方郡香美町村岡区宿 (別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
黒田 I (140020039)	美方郡香美町村岡区黒田 (別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
和池 I (140020040)	美方郡香美町村岡区和池 (別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
高坂 I (140020041)	美方郡香美町村岡区高坂 (別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
口大谷(1) I (140020042)	美方郡香美町村岡区口大谷 (別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
口大谷(2) I (140020043)	美方郡香美町村岡区口大谷 (別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
口大谷(3) I (140020044)	美方郡香美町村岡区口大谷 (別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
口大谷(4) I (140020045)	美方郡香美町村岡区口大谷 (別図31のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
中大谷(1) I (140020046)	美方郡香美町村岡区中大谷 (別図32のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
大笹(1) I (140020048)	美方郡香美町村岡区大笹 (別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
大笹(2) I (140020049)	美方郡香美町村岡区大笹 (別図34のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
大笹(3) I (140020050)	美方郡香美町村岡区大笹 (別図35のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
福岡 I (140020051)	美方郡香美町村岡区福岡 (別図36のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
大野(1) I (140020052)	美方郡香美町村岡区大野 (別図37のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
味取(3) I (140020054)	美方郡香美町村岡区原 (別図38のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
高津(3) I (140020055)	美方郡香美町村岡区高津 (別図39のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
長瀬(1) I (140020056)	美方郡香美町村岡区長瀬 (別図40のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
長瀬(2) I (140020057)	美方郡香美町村岡区長瀬 (別図41のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
山田 I (140020058)	美方郡香美町村岡区山田 (別図42のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり

祖岡(2) I (140020059)	美方郡香美町村岡区祖岡 (別図43のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
和田(2) I (140020061)	美方郡香美町村岡区和田 (別図44のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
入江(3) I (140020062)	美方郡香美町村岡区入江 (別図45のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
相田(1) I (140020063)	美方郡香美町村岡区相田 (別図46のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
和池(2) I (140020064)	美方郡香美町村岡区和池 (別図47のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
村岡(3) I (140020065)	美方郡香美町村岡区村岡 (別図48のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
村岡(7) I (140020068)	美方郡香美町村岡区村岡 (別図49のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
村岡(8) I (140020069)	美方郡香美町村岡区村岡 (別図50のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
高井(2) I (140020070)	美方郡香美町村岡区大糠 (別図51のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
耀山 I (140020071)	美方郡香美町村岡区耀山 (別図52のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
黒田(2) I (140020072)	美方郡香美町村岡区黒田 (別図53のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
大笹(4) I (140020073)	美方郡香美町村岡区大笹 (別図54のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
大笹(5) I (140020074)	美方郡香美町村岡区大笹 (別図55のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり
中大谷(4) I (140020075)	美方郡香美町村岡区中大谷 (別図56のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり
池ヶ平 I (140020076)	美方郡香美町村岡区池ヶ平 (別図57のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
大野(3) I (140020077)	美方郡香美町村岡区大野 (別図58のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり
福岡(2) I (140020078)	美方郡香美町村岡区福岡 (別図59のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり
八井谷(1) I (140020082)	美方郡香美町村岡区八井谷 (別図60のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり
八井谷(2) I (140020083)	美方郡香美町村岡区八井谷 (別図61のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図61のとおり
宿 I (140020084)	美方郡香美町村岡区宿 (別図62のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図62のとおり

原(1)Ⅱ (140020086)	美方郡香美町村岡区原 (別図63のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図63のとおり
原(2)Ⅱ (140020087)	美方郡香美町村岡区原 (別図64のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図64のとおり
長須(1)Ⅱ (140020088)	美方郡香美町村岡区長須 (別図65のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図65のとおり
長須(2)Ⅱ (140020089)	美方郡香美町村岡区長須 (別図66のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図66のとおり
長須(3)Ⅱ (140020090)	美方郡香美町村岡区高津 (別図67のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図67のとおり
高津(4)Ⅱ (140020091)	美方郡香美町村岡区高津 (別図68のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図68のとおり
高津(5)Ⅱ (140020092)	美方郡香美町村岡区高津 (別図69のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図69のとおり
川会(3)Ⅱ (140020093)	美方郡香美町村岡区高津 (別図70のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図70のとおり
川会(4)Ⅱ (140020094)	美方郡香美町村岡区川会 (別図71のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図71のとおり
長瀬(3)Ⅱ (140020098)	美方郡香美町村岡区長瀬 (別図72のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図72のとおり
長瀬(4)Ⅱ (140020099)	美方郡香美町村岡区長瀬 (別図73のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図73のとおり
境(1)Ⅱ (140020100)	美方郡香美町村岡区境 (別図74のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図74のとおり
境(2)Ⅱ (140020101)	美方郡香美町村岡区境 (別図75のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図75のとおり
境(3)Ⅱ (140020102)	美方郡香美町村岡区境 (別図76のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図76のとおり
山田(2)Ⅱ (140020103)	美方郡香美町村岡区山田 (別図77のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図77のとおり
小城(1)Ⅱ (140020104)	美方郡香美町村岡区小城 (別図78のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図78のとおり
長板(5)Ⅱ (140020106)	美方郡香美町村岡区長板 (別図79のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図79のとおり
長板(6)Ⅱ (140020107)	美方郡香美町村岡区長板 (別図80のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図80のとおり
長板(7)Ⅱ (140020108)	美方郡香美町村岡区長板 (別図81のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図81のとおり
長板(8)Ⅱ (140020109)	美方郡香美町村岡区長板 (別図82のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図82のとおり

和田(3)Ⅱ (140020110)	美方郡香美町村岡区和田 (別図83のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図83のとおり
入江(4)Ⅱ (140020111)	美方郡香美町村岡区入江 (別図84のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図84のとおり
萩山(1)Ⅱ (140020112)	美方郡香美町村岡区萩山 (別図85のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図85のとおり
萩山(2)Ⅱ (140020113)	美方郡香美町村岡区萩山 (別図86のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図86のとおり
用野(1)Ⅱ (140020114)	美方郡香美町村岡区用野 (別図87のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図87のとおり
相田(2)Ⅱ (140020115)	美方郡香美町村岡区相田 (別図88のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図88のとおり
和池(3)Ⅱ (140020116)	美方郡香美町村岡区和池 (別図89のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図89のとおり
村岡(10)Ⅱ (140020118)	美方郡香美町村岡区村岡 (別図90のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図90のとおり
村岡(11)Ⅱ (140020119)	美方郡香美町村岡区相田 (別図91のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図91のとおり
村岡(12)Ⅱ (140020120)	美方郡香美町村岡区相田 (別図92のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図92のとおり
村岡(13)Ⅱ (140020121)	美方郡香美町村岡区村岡 (別図93のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図93のとおり
大糠(2)Ⅱ (140020122)	美方郡香美町村岡区大糠 (別図94のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図94のとおり
寺河内(3)Ⅱ (140020124)	美方郡香美町村岡区寺河内 (別図95のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図95のとおり
寺河内(4)Ⅱ (140020125)	美方郡香美町村岡区寺河内 (別図96のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図96のとおり
宿(3)Ⅱ (140020126)	美方郡香美町村岡区宿 (別図97のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図97のとおり
宿(4)Ⅱ (140020127)	美方郡香美町村岡区宿 (別図98のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図98のとおり
作山(2)Ⅱ (140020130)	美方郡香美町村岡区作山 (別図99のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図99のとおり
作山(3)Ⅱ (140020131)	美方郡香美町村岡区作山 (別図100のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図100のとおり
作山(4)Ⅱ (140020132)	美方郡香美町村岡区作山 (別図101のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図101のとおり
中大谷(5)Ⅱ (140020133)	美方郡香美町村岡区口大谷 (別図102のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図102のとおり

大野(4)Ⅱ (140020134)	美方郡香美町村岡区大野 (別図103のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図103のとおり
大野(5)Ⅱ (140020135)	美方郡香美町村岡区大野 (別図104のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図104のとおり
大野(6)Ⅱ (140020136)	美方郡香美町村岡区大野 (別図105のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図105のとおり
大野(7)Ⅱ (140020137)	美方郡香美町村岡区大野 (別図106のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図106のとおり
大野(8)Ⅱ (140020138)	美方郡香美町村岡区大野 (別図107のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図107のとおり
森脇Ⅱ (140020139)	美方郡香美町村岡区森脇 (別図108のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図108のとおり
福岡(7)Ⅱ (140020141)	美方郡香美町村岡区福岡 (別図109のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図109のとおり
福岡(8)Ⅱ (140020142)	美方郡香美町村岡区福岡 (別図110のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図110のとおり
八井谷(3)Ⅱ (140020143)	美方郡香美町村岡区八井谷 (別図111のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図111のとおり
八井谷(4)Ⅱ (140020144)	美方郡香美町村岡区八井谷 (別図112のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図112のとおり
八井谷(5)Ⅱ (140020145)	美方郡香美町村岡区八井谷 (別図113のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図113のとおり
八井谷(6)Ⅱ (140020146)	美方郡香美町村岡区八井谷 (別図114のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図114のとおり
味取(4)Ⅲ (140020147)	美方郡香美町村岡区味取 (別図115のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図115のとおり
長須(4)Ⅲ (140020148)	美方郡香美町村岡区長須 (別図116のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図116のとおり
長須(5)Ⅲ (140020149)	美方郡香美町村岡区長須 (別図117のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図117のとおり
高津(6)Ⅲ (140020151)	美方郡香美町村岡区高津 (別図118のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図118のとおり
長瀬(5)Ⅲ (140020152)	美方郡香美町村岡区長瀬 (別図119のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図119のとおり
境(4)Ⅲ (140020154)	美方郡香美町村岡区境 (別図120のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図120のとおり
板仕野(2)Ⅲ (140020157)	美方郡香美町村岡区板仕野 (別図121のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図121のとおり
神坂(1)Ⅲ (140020158)	美方郡香美町村岡区高井 (別図122のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図122のとおり

鹿田(1)Ⅲ (140020159)	美方郡香美町村岡区鹿田 (別図123のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図123のとおり
村岡(9)Ⅲ (140020160)	美方郡香美町村岡区相田 (別図124のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図124のとおり
高井(3)Ⅲ (140020161)	美方郡香美町村岡区市原 (別図125のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図125のとおり
黒田(4)Ⅲ (140020162)	美方郡香美町村岡区宿 (別図126のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図126のとおり
大笹(6)Ⅲ (140020163)	美方郡香美町村岡区大笹 (別図127のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図127のとおり
大野(9)Ⅱ (140020167)	美方郡香美町村岡区大野 (別図128のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図128のとおり
後谷川(1)Ⅰ (240020006)	美方郡香美町村岡区口大谷 (別図129のとおり)	土石流	別図129のとおり
後谷川(2)Ⅰ (240020007)	美方郡香美町村岡区口大谷 (別図130のとおり)	土石流	別図130のとおり
大野南谷川Ⅱ (240020009)	美方郡香美町村岡区大野 (別図131のとおり)	土石流	別図131のとおり
谷山川Ⅱ (240020010)	美方郡香美町村岡区大野 (別図132のとおり)	土石流	別図132のとおり
八井谷南谷川Ⅱ (240020014)	美方郡香美町村岡区福岡 (別図133のとおり)	土石流	別図133のとおり
八井谷川Ⅰ (240020016)	美方郡香美町村岡区八井谷 (別図134のとおり)	土石流	別図134のとおり
八井谷川Ⅱ (240020018)	美方郡香美町村岡区八井谷 (別図135のとおり)	土石流	別図135のとおり
和池川(2)Ⅰ (240020024)	美方郡香美町村岡区和池 (別図136のとおり)	土石流	別図136のとおり
奥谷川Ⅱ (240020025)	美方郡香美町村岡区和池 (別図137のとおり)	土石流	別図137のとおり
ムシ谷川Ⅰ (240020027)	美方郡香美町村岡区作山 (別図138のとおり)	土石流	別図138のとおり
市原谷川Ⅱ (240020028)	美方郡香美町村岡区市原 (別図139のとおり)	土石流	別図139のとおり
耀山谷川Ⅰ (240020031)	美方郡香美町村岡区市原 (別図140のとおり)	土石流	別図140のとおり
大糠川Ⅰ (240020037)	美方郡香美町村岡区大糠 (別図141のとおり)	土石流	別図141のとおり
萩山西谷川Ⅱ (240020041)	美方郡香美町村岡区萩山 (別図142のとおり)	土石流	別図142のとおり

神坂川 I (240020043)	美方郡香美町村岡区神坂 (別図143のとおり)	土石流	別図143のとおり
宮谷川 I (240020046)	美方郡香美町村岡区鹿田 (別図144のとおり)	土石流	別図144のとおり
中ヶ谷川 I (240020049)	美方郡香美町村岡区長板 (別図145のとおり)	土石流	別図145のとおり
溝口谷川 II (240020050)	美方郡香美町村岡区祖岡 (別図146のとおり)	土石流	別図146のとおり
笹谷川 II (240020054)	美方郡香美町村岡区長板 (別図147のとおり)	土石流	別図147のとおり
布谷川 I (240020058)	美方郡香美町村岡区長須 (別図148のとおり)	土石流	別図148のとおり
宮ノ谷川 I (240020062)	美方郡香美町村岡区長瀬 (別図149のとおり)	土石流	別図149のとおり
山田谷川 I (240020064)	美方郡香美町村岡区山田 (別図150のとおり)	土石流	別図150のとおり

(別図 1 から別図150までは省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、但馬県民局新温泉土木事務所及び香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1097号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、次の都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成30年12月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市町の名 称	都市計画の種類	都市計画の名 称
神戸市	神戸国際港都建設計画地区計画	名谷町社谷地区地区計画
西宮市	阪神間都市計画地区計画	J R 西宮駅南西地区地区計画
同 市	阪神間都市計画第一種市街地再開発事業	J R 西宮駅南西地区第一種市街地再開発事業
加西市	東播都市計画地区計画	鶴野上町産業集積地区地区計画
同 市	東播都市計画地区計画	東高室次世代へのまちづくり産業立地促進地区地区計画
たつの市	中播都市計画地区計画	碓岩地区地区計画



兵庫県告示第1098号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成30年12月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
神戸市	神戸国際港都建設計画用途地域	名谷町社谷地区住宅地高度利用地区計画
同市	神戸国際港都建設計画高度地区	
同市	神戸国際港都建設計画地区計画	
芦屋市	阪神間都市計画（芦屋国際文化住宅都市建設計画）地区計画	月若町地区地区計画
同市	阪神間都市計画（芦屋国際文化住宅都市建設計画）地区計画	大原町地区地区計画
西宮市	阪神間都市計画地区計画	浜甲子園団地地区計画
伊丹市	阪神間都市計画生産緑地地区	鵜野飛行場跡地東部産業拠点地区地区計画
加西市	東播都市計画地区計画	
同市	東播都市計画地区計画	中野地区地区計画
同市	東播都市計画用途地域	
赤穂市	西播都市計画用途地域	

公 告

林業種苗生産事業者講習会の開催

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、林業種苗生産事業者講習会を次のとおり開催する。

平成30年12月28日

兵庫県知事 井戸敏三

1 開催の日時及び場所

- (1) 日時 平成31年1月23日（水）午前10時から午後5時まで
- (2) 場所 神戸市中央区下山手通6丁目3番28号 兵庫県中央労働センター203会議室

2 講習内容及び講習時間

- (1) 種苗に関する法令 2時間
- (2) 種苗の産地及び系統に関する事項 2時間
- (3) 種苗の生産技術に関する事項 2時間

3 講習対象者

県内に住所を有する者で、林業種苗生産事業者の登録を受けようとする者又はその従事者

4 受講手続

(1) 提出書類

林業種苗生産事業者講習会申込書

申込書は、兵庫県農政環境部農林水産局林務課及び各県民局又は各県民センター農林（水産）振興事務所（ただし、阪神南県民センターにあっては、阪神北県民局阪神農林振興事務所）において配布する。

(2) 提出期間

平成30年12月28日（金）から平成31年1月16日（水）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
 なお、郵送の場合は、平成31年1月16日（水）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(3) 提出先

住所地を管轄する各県民局又は各県民センター農林（水産）振興事務所（ただし、阪神南県民センターにあっては、阪神北県民局阪神農林振興事務所）

(4) 講習手数料

14,000円相当額の兵庫県収入証紙を林業種苗生産事業者講習会申込書に貼り付けること。

海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画の変更

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項及び第8項の規定により、海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画を平成31年1月1日から次のとおり変更する。

平成30年12月28日

兵庫県知事 井戸敏三

海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

本県は、南北に気象・海況の異なる瀬戸内海と日本海に面しており、古くから多種多様な漁業が営まれている。

気候が温暖で、漁場に富む瀬戸内海では、小型機船底びき網、船びき網、中型まき網、刺網、一本釣などの多様な漁船漁業と、のり・わかめ、かき等の養殖業が営まれ、都市近郊型の沿岸漁業地帯を形成している。近年の漁業生産量は、いかなごやしらすの生産量の変動に大きく影響されるものの4万トン前後で推移しているが、かれい類、あなご類、えび類は減少傾向にある。

冬季の風浪が厳しく、浅海域の少ない日本海では、沖合底びき網、ベにずわいがにかご漁業等の沖合漁業を中心に、10トン未満の小型船によるいか釣や定置網等の沿岸漁業も活発に行われ、全国的にも有数の漁船漁業地帯を形成している。平成10年以降、漁業生産量は1万7千トン前後で推移していたが、平成21年以降は1万3千トン台となった。一時は300トンまで減少していたずわいがにの生産量は1千トンを上回り、ベにずわいがにの生産量も安定しているが、全体の生産量は減少傾向にあり、特にするめいかなどのいか類の生産量が減少している。

このような状況の中、本県においては資源管理型漁業の推進を水産業振興の最重点方策に位置付け、栽培漁業の推進、沿岸・沖合域の漁場の整備、漁業者自らの手による資源管理の啓発などの施策を展開するとともに、操業隻数、操業期間及び操業区域の制限などの漁業の管理措置を行ってきたところである。

今後は一層海洋生物資源の保存管理を進めていくために、基本計画により決定された第1種及び第2種特定海洋生物資源の都道府県別の数量について、採捕実績及び操業実績の的確な把握に努めるとともに、県立農林水産技術総合センター水産技術センターを中心とし、国及び関係府県並びに関係漁業者と連携して、海洋生物資源に係る資源調査の充実強化を図るなど、適切な管理措置を講ずることとする。

さらに、第1種及び第2種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を行うため、従来からの資源管理型漁業を推進するとともに、兵庫県資源管理指針に基づいた取組を関係漁業者の意見を十分に尊重し実施していく。

なお、くろまぐろについては別に定める。

2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

(1) 第1種特定海洋生物資源の平成30年の知事管理量は次のとおりである。なお、まいわし及びするめいかについては資源に対する漁獲圧が小さいことから、数量を明示しない。

魚 種	管理の対象となる期間	数 量
まあじ	平成30年1月から平成30年12月まで	若干
まいわし	平成30年1月から平成30年12月まで	
まさば及びごまさば	平成30年7月から平成31年6月まで	若干
するめいか	平成30年4月から平成31年3月まで	

(2) 第1種特定海洋生物資源の平成31年の知事管理量は次のとおりである。なお、まいわしについては資源に対する漁獲圧が小さいことから、数量を明示しない。

魚 種	管理の対象となる期間	数 量
まあじ	平成31年1月から平成31年12月まで	若干
まいわし	平成31年1月から平成31年12月まで	

まさば及びごまさば	平成31年7月から平成32年6月まで	(注釈)
するめいか	平成31年4月から平成32年3月まで	(注釈)

(注釈) まさば及びごまさば並びにするめいかについては、管理の対象となる期間が開始するまでに設定する。

3 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(1) まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばが関係する主たる漁業は、中型まき網漁業及び定置漁業権に基づく定置漁業（以下「定置漁業」という。）であるが、中型まき網漁業については、現在の漁業許可隻数以上の許可を行わないこととする。

定置漁業についても、漁業権の切替及び設定に当たって現在の統数及び規模を維持することとする。

また、まあじについては、瀬戸内海の小型機船底びき網漁業についても漁獲量が多いので、これについても現状程度の許可隻数を維持することとする。

(2) するめいかが関係する主たる漁業は、5トン未満の沿岸いか釣漁業であるが、海区漁業調整委員会指示による規制措置を維持することとする。

(3) これらの結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

4 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について本県に定められた量に関する事項

第2種特定海洋生物資源の平成31年の知事管理努力量は次のとおりである。

魚 種	採捕の種類	海 域	管理の対象となる期間	漁獲努力量 (隻日)
さわら	はなつぎ網漁業	瀬戸内海	平成31年5月6日から 平成31年6月15日まで	2,020
	刺網漁業 (さわら流し網漁業)	瀬戸内海	平成31年4月20日から 平成31年6月15日まで	3,140

5 第2種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

さわらの漁獲努力量については、瀬戸内海のさわらの採捕を目的とする流し網漁業及びはなつぎ網漁業の現在の許可隻数及び操業日数を上回らないように管理することとする。

6 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。

(2) 第1種特定海洋生物資源のまあじ、まいわし、まさば及びごまさば並びにするめいかについては、同業者組織を通じ、より一層漁業者の資源管理意識を向上させることとする。

(3) 第2種特定海洋生物資源のさわらについては、「兵庫県資源管理指針」に基づき、資源回復に向けた取組を推進するとともに、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示による操業制限等の遵守について関係漁業者を指導することとする。

(4) 配分のあった第1種及び第2種特定海洋生物資源以外の、まだい、かれい類、いかなごなどの本県の主要な魚種についても、漁業者自らの手による資源管理の推進について一層の啓発を行う。



海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画の1の別に定めるくろまぐろについて

海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画の1の別に定めるくろまぐろについてを、次のとおり変更する。

平成30年12月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画の1の別に定めるくろまぐろについて

第1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針

1 本県において、くろまぐろは主に日本海における沿岸くろまぐろ漁業、定置網漁業により漁獲されている。

- 2 くろまぐろの保存及び管理を通じて、安定的で持続的な資源の利用を図るため、国の基本計画により決定された漁獲可能量のうち本県の知事管理量について本県の漁業の実態に応じた適切な管理措置を講ずることとする。
- 3 本県の知事管理量を適切に管理するため、くろまぐろの採捕の数量を的確に把握する必要があることから、採捕の数量の報告体制を整備し、適切な報告がなされるよう漁業者等の指導を行うものとする。併せて、知事管理量を超えるおそれがあるときは、この旨を直ちに公表するとともに、早期是正措置を講ずるものとする。
- 4 これらのほか、本県の知事管理量の遵守を図る観点から、漁業者協定等の締結を促進し、本県の管理措置と相まった漁業者による自主的な漁獲管理の取組を行うものとする。

第2 くろまぐろの漁獲可能量について兵庫県知事管理量に関する事項

魚種	管理の対象となる期間	数量	左記のうち配分を留保する数量
くろまぐろ30キログラム未満の小型魚（以下「小型魚」という。）	第4管理期間	1.8トン	—
くろまぐろ30キログラム以上の大型魚（以下「大型魚」という。）	第4管理期間	8.7トン	5.0トン

なお、くろまぐろの漁獲可能量の対象となる採捕の数量が全国数量（我が国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能量のことをいう。以下同じ。）を超えるおそれが著しく大きいと認めて農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、上表の本県の知事管理量が消化されていない場合であっても、その時点における本県の採捕の数量をもって、上表の本県の知事管理量とする。

第3 くろまぐろの知事管理量について、採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

- 1 第2に定める知事管理量について、採捕の種類別に定める数量は次のとおりである。

採捕の種類	小型魚	大型魚
沿岸くろまぐろ漁業の割当量	1.8トン	—
定置網漁業の割当量	—	1.7トン
その他の漁業の割当量	—	2.0トン

- 2 本県は、1に定める採捕の種類による採捕の数量が当該知事管理量を超えるおそれが著しく大きいと認める場合は、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第10条第2項の規定に基づく採捕の停止等の命令を発出する。

第4 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

本県は、第2及び第3の1に示した知事管理量を遵守するため、県内の漁業者に対し、以下の管理措置を講ずる。

- 1 採捕数量の報告体制について

本県は、法第17条第3項の規定に基づき規則で定める報告のほか、関係漁業協同組合等に対し次のとおり報告を求め、漁獲状況を把握することとする。また、関係漁業協同組合等から1日0.3トンを超える採捕の数量の報告があった際は、速やかに国に一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

- (1) 沿岸くろまぐろ漁業

ア 関係漁業協同組合は、くろまぐろの漁獲があった場合、漁獲があった日の翌日中に当該日の漁獲量を県に報告するものとする。

イ 本県は、アの報告をとりまとめ、関係漁業協同組合に情報提供し、各漁業協同組合は、所属漁業者にその情報を周知するものとする。

ウ 急激な採捕の数量の積み上がりにも備え、各漁業協同組合は本所、支所ごとにおける沿岸くろまぐろ漁業の1日の漁獲量が0.1トンを超えた場合は、以下の体制により、速やかに本県に一報の上、採捕の

数量報告を行うものとする。

漁業協同組合	本県
販売担当者は、各漁業協同組合の連絡担当者に連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業協同組合の連絡担当者は県但馬水産事務所に電話及びメールにより連絡 ・本県は送信者に受信した旨を連絡

エ ウの報告があった場合、本県はただちに関係漁業協同組合へ連絡し、第2又は第3の1に定める数量の残枠が判明するまでは、新たな操業を自粛するよう指導するものとする。

オ その他、必要に応じて本県は関係漁業協同組合に漁獲状況の報告を求めるものとする。

(2) 定置網漁業

定置網漁業においてくろまぐろの漁獲があったときは、関係漁業協同組合等はその都度速やかに本県に報告するものとする。

(3) その他の漁業

その他の漁業においてくろまぐろの混獲があったときは、関係漁業協同組合等はその都度速やかに本県に報告するものとする。

2 採捕の数量の公表等について

本県は法第8条第2項の規定に基づき、採捕の数量が第2又は第3の1に定める知事管理量を超えるおそれがあると認められる場合として、第2若しくは第3の1の数量の7割を超えており、又は超えるおそれがあると認めるときは、当該採捕の数量を公表するものとする。

3 早期是正措置等について

本県は2により採捕の数量を公表した後、当該公表に関わる採捕について、速やかに法第9条第2項の規定に基づく勧告を内容とする以下の早期是正措置を本県漁業者に対し講ずるものとする。

(1) 沿岸くろまぐろ漁業

操業の自粛を勧告する。

(2) 定置網漁業

全ての生存個体の再放流を勧告する。

(3) その他の漁業

全ての生存個体の再放流を勧告する。

4 その他の管理措置について

(1) 沿岸くろまぐろ漁業を除く漁業においては、くろまぐろを目的とした操業は行われていないため、引き続きくろまぐろを目的とした操業を行わないこととし、くろまぐろを混獲した場合は再放流に取り組むよう指導する。

(2) 本県は管内の漁業者へ管理の取組を指導した場合は、管内の遊漁者及び遊漁船業者に対しても同様の指導を行うものとする。この場合、本県は国に当該指導内容を速やかに報告するものとする。

(3) プレジャーボート等を利用した採捕者に対しては、採捕の実態が必ずしも明らかでないことから、本県は国と協力しつつ、釣り団体の各ホームページ等を通じてくろまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけを行うものとする。

第5 その他くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項

1 本県の採捕の数量が第2若しくは第3の1の知事管理量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるときは、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止等を命令する。

2 法第10条第2項の規定に基づき採捕の停止等の命令が出された際は、本県の水面を利用する遊漁者に対しても採捕の停止を命令する。



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対

し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成30年12月28日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 コーナンプロ姫路駅東店
 所在地 姫路市北条字定吉234-23ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 JR西日本不動産開発株式会社
 住所 大阪市北区中之島二丁目2番7号
 代表者の氏名 柴田 信
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
 - ア 変更前
 (仮称) 姫路駅東高架下店舗
 - イ 変更後
 コーナンプロ姫路駅東店
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
 名称 JR西日本不動産開発株式会社
 住所 尼崎市潮江一丁目1番60号
 代表者の氏名 近藤 隆士
 - イ 変更後
 名称 JR西日本不動産開発株式会社
 住所 大阪市北区中之島二丁目2番7号
 代表者の氏名 柴田 信
- 4 変更年月日
 平成30年7月17日ほか
- 5 届出年月日
 平成30年11月30日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課
 - (2) 縦覧期間
 平成30年12月28日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
 平成31年5月7日
 - (2) 提出先
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成30年12月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ビエラタウン西明石
 所在地 明石市西明石南町三丁目607—40の一部ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 JR西日本不動産開発株式会社
 住所 大阪市北区中之島二丁目2番7号
 代表者の氏名 柴 田 信
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
 - ア 変更前
 西明石南町ショッピングセンター
 - イ 変更後
 ビエラタウン西明石
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
 名称 JR西日本不動産開発株式会社
 住所 尼崎市潮江一丁目1番60号
 代表者の氏名 近 藤 隆 士
 - イ 変更後
 名称 JR西日本不動産開発株式会社
 住所 大阪市北区中之島二丁目2番7号
 代表者の氏名 柴 田 信
- 4 変更年月日
 平成30年7月17日ほか
- 5 届出年月日
 平成30年11月30日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
 平成30年12月28日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
 平成31年5月7日
 - (2) 提出先
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成30年12月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ビエラ大久保

所在地 明石市大久保町ゆりのき通一丁目3番1

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 JR西日本不動産開発株式会社

住所 大阪市北区中之島二丁目2番7号

代表者の氏名 柴田 信

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 ジェイアール西日本不動産開発株式会社

住所 尼崎市潮江一丁目1番60号

代表者の氏名 森 重 鉄 雄

イ 変更後

名称 JR西日本不動産開発株式会社

住所 大阪市北区中之島二丁目2番7号

代表者の氏名 柴田 信

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社セブンーイレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8	井坂 隆一
セガミメディクス株式会社	大阪市中央区南船場二丁目7番10号	瀬上 修
株式会社ヴィ・ド・フランス 外2者	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号	村上 知義

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社セブンーイレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8	古谷 一樹
株式会社ココカラファインヘルスケア	横浜市港北区新横浜三丁目17番6号	塚本 厚志
株式会社ヴィ・ド・フランス 外3者	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号	村上 知義

4 変更年月日

平成30年7月17日ほか

5 届出年月日

平成30年11月30日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成30年12月28日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成31年5月7日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

~~~~~

**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対

し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成30年12月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ビエラ加古川

所在地 加古川市加古川町篠原町30—1

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 J R 西日本不動産開発株式会社

住所 大阪市北区中之島二丁目2番7号

代表者の氏名 柴 田 信

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 ジェイアール西日本不動産開発株式会社

住所 尼崎市潮江一丁目1番60号

代表者の氏名 小金澤 章 吾

イ 変更後

名称 J R 西日本不動産開発株式会社

住所 大阪市北区中之島二丁目2番7号

代表者の氏名 柴 田 信

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

| 名称               | 住所             | 代表者の氏名 |
|------------------|----------------|--------|
| 株式会社マルハチ         | 神戸市灘区水道筋二丁目6番地 | 栗花正雄   |
| ニシカワ食品株式会社       | 加古川市野口町長砂799番地 | 西川隆生   |
| 有限会社神戸千鳥屋<br>外3者 | 西宮市六湛寺町14—4    | 原田七太郎  |

イ 変更後

| 名称               | 住所              | 代表者の氏名 |
|------------------|-----------------|--------|
| 株式会社マルハチ         | 神戸市灘区水道筋二丁目6番地  | 栗花正雄   |
| ニシカワ食品株式会社       | 加古川市野口町長砂799番地  | 西川隆生   |
| 株式会社千鳥屋宗家<br>外3者 | 尼崎市塚口町三丁目26番地の4 | 原田七太郎  |

4 変更年月日

平成30年7月17日ほか

5 届出年月日

平成30年11月30日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成30年12月28日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成31年5月7日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出



大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成30年12月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ショッピングデパート津名

所在地 淡路市志筑新島10番地3

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 名称          | 住所              | 代表者の氏名  |
|-------------|-----------------|---------|
| イオンリテール株式会社 | 千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1 | 岡 崎 双 一 |
| 津名商業協同組合    | 淡路市志筑新島10番地の3   | 萩 建 治   |

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

ア 変更前

| 名称          | 代表者の氏名  |
|-------------|---------|
| イオンリテール株式会社 | 岡 崎 双 一 |
| 津名商業協同組合    | 河 野 健   |

イ 変更後

| 名称          | 代表者の氏名  |
|-------------|---------|
| イオンリテール株式会社 | 岡 崎 双 一 |
| 津名商業協同組合    | 萩 建 治   |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

| 名称             | 住所            | 代表者の氏名  |
|----------------|---------------|---------|
| 株式会社ハーバーパークシティ | 淡路市志筑新島10番地の3 | 河 野 健   |
| 有限会社赤ちゃんや      | 淡路市志筑新島10番地の3 | 富 田 一 行 |
| 株式会社キタムラ       | 高知市本町四丁目1番16号 | 北 村 正 志 |

外20者

イ 変更後

| 名称             | 住所            | 代表者の氏名  |
|----------------|---------------|---------|
| 株式会社ハーバーパークシティ | 淡路市志筑新島10番地の3 | 梅 原 永 治 |
| 有限会社赤ちゃんや      | 淡路市志筑新島10番地の3 | 富 田 英 行 |
| 株式会社キタムラ       | 高知市本町四丁目1番16号 | 浜 田 宏 幸 |

外14者

4 変更年月日

平成30年10月31日ほか

5 届出年月日

平成30年12月10日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成30年12月28日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成31年5月7日

## (2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

## 教育委員会達

## 達第1号

尼崎市公立学校

阪神教育事務所

尼崎市立小学校、尼崎市立中学校及び尼崎市立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成30年尼崎市条例第35号）の施行の際、尼崎市立尼崎養護学校に置かれている職に補せられ、若しくは命じられ、又は兼ねて補せられている教職員は、別に発令されない限り、それぞれ尼崎市立あまよう特別支援学校の従前と同一の名称の職に補せられ、若しくは命じられ、又は兼ねて補せられたものと心得られたい。

平成30年12月28日

兵庫県教育委員会

## 公安委員会規則

兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月28日

兵庫県公安委員会

委員長 豊川輝久

## 兵庫県公安委員会規則第7号

## 兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

兵庫県道路交通法施行細則（昭和35年兵庫県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項及び第3項を削る。

様式第13号を次のように改める。

様式第13号 削除

附 則

この規則は、平成31年2月1日から施行する。